

学校感染症の出席停止及び治癒証明書について (H29. 12. 26)

<出席停止について>

学校保健安全法第19条では、感染症の出席停止について「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる」と明記されています。そのため、特別欠席の扱いとなる感染症の診断を受けた場合、学校に連絡し、その旨をお伝えください。

<出席停止となる感染症及び出席停止期間について>

出席停止となる感染症及び出席停止期間（療養期間）については次ページの「学校で予防すべき感染症および出席停止の基準」として目安を定めていますが、これはあくまでも目安ですので、受診先の医師の判断に従ってください。尚、この出席停止の期間については「特別欠席」の扱いとなります。

<学校感染症治癒証明書について>

特別欠席の手続きには、医療機関の発行する治癒証明書が必要です。（特別欠席となる期間は治癒証明書に記載されている期間です。）治癒後の登校初日に、必ず保健室に提出してから教室に行ってください。

※病院によって治癒証明書の書式がない場合もあります。その場合は、下記の「学校感染症治癒証明書」を印刷して使用ください。

.....切り取り線.....

[学校感染症治癒証明書]

AICJ 中学・高等学校

____年 ____組 名前_____

保護者名 _____ 印

病名【 _____ 】

療養期間 ____年 ____月 ____日()から ____年 ____月 ____日()まで

上記の病気で加療していましたが、感染のおそれもなく、集団生活ができる状態になりました。

____年 ____月 ____日

医療機関名

医師名 _____ 印

学校で予防すべき感染症および出席停止の基準

種類	対象疾患	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ、ラッサ熱、南米出血熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	○インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	○百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性抗生物質製剤による治療が終了するまで
	○麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	○風疹（3 日はしか）	発疹が消失するまで
	○水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	○咽頭結膜炎	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	○結核、髄膜炎筋髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	※条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例として、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟属腫）、伝染性膿痂疹（とびひ）	

なお、この第 1 種及び第 2 種の学校感染症については、以下の場合も、出席停止とすることが出来るとされています。

- ① 第 1 種もしくは第 2 種の学校感染症患者のある家に居住する者またはこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況により必要と認めるとき、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- ② 第 1 種または第 2 種の学校感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ③ 第 1 種または第 2 種の学校感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。